

木津川市指定給水装置工事事業者 新規申請・更新の案内

「指定」及び「指定の更新」を受けるための手続きは、以下のとおりです。

提出様式	添付書類
<p>《新規申請・更新時共通》</p> <p>◆指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1） （※表裏両面印刷をお願いします。）</p> <p>◆誓約書（様式第2）</p> <p>◆給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 （様式第3）</p> <p>◆機械器具調書（別表） （※写真と一致するように記載してください。）</p> <p>《更新時のみ》</p> <p>◆指定給水装置工事事業者 指定更新時確認書 （※表裏両面印刷をお願いします。）</p>	<p>《新規申請・更新時共通》</p> <p>【法人事業者】</p> <p>①登記簿謄本（発行日から3ヶ月以内） ②定款の写し又は寄付行為の写し ③主任技術者免状の写し ④事業所の位置図・写真（外観・室内） ⑤機械器具の写真（種別ごと）</p> <p>【個人事業者】</p> <p>①住民票（発行日から3ヶ月以内） ②主任技術者免状の写し ③事業所の位置図・写真（外観・室内） ④機械器具の写真（種別ごと）</p> <p>《更新時のみ》</p> <p>①旧指定証（新指定証交付時に返納）</p>
<p>《郵送申請及び指定証の郵送交付を希望される場合》</p> <p>◆返信用封筒（角2の封筒に140円以上の切手貼付又はレターパック）を必ず同封してください。</p> <p>◆返信用封筒の同封がない場合、指定証は窓口での交付となります。</p>	
<p>指定手数料・・・15,000円</p> <p>※郵送で申請される場合は、納付書を郵送しますので、指定証郵送用とは別の返信用封筒を同封していただき、納付後は速やかに領収書のFAXをお願いいたします。納付確認後からの審査となります。</p>	
<p>《受付》</p> <p>《問い合わせ》</p>	<p>随時受付（平日：午前8時30分～午後5時まで） 但し、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始は除きます。</p> <p>木津川市上下水道部 業務課 給排水係 〒619-0221 京都府木津川市吐師上柏谷17-1 TEL:0774-75-1250 FAX:0774-72-7331</p>